

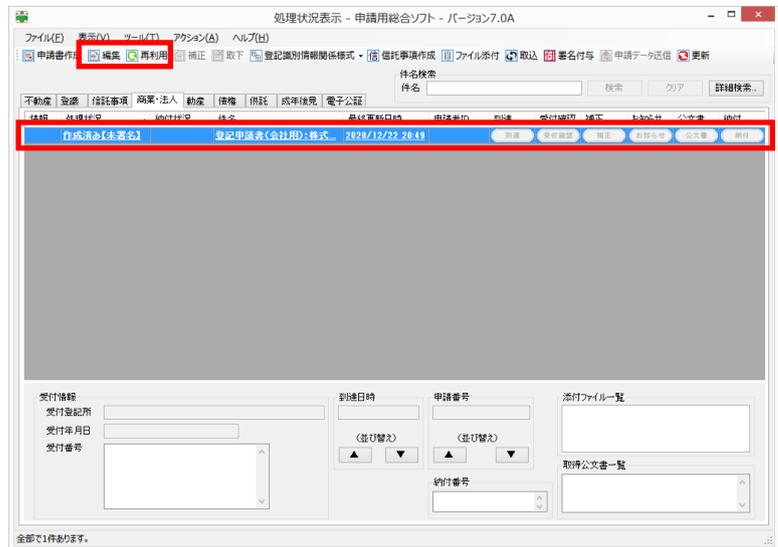
## 様式の最新化について

旧様式で申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

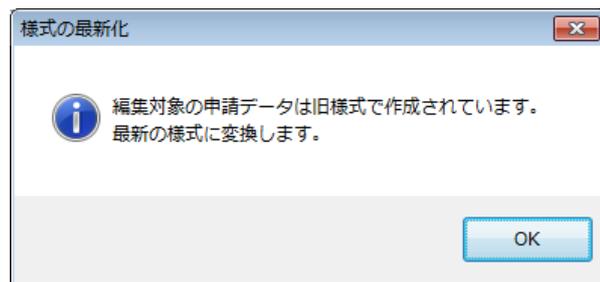
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

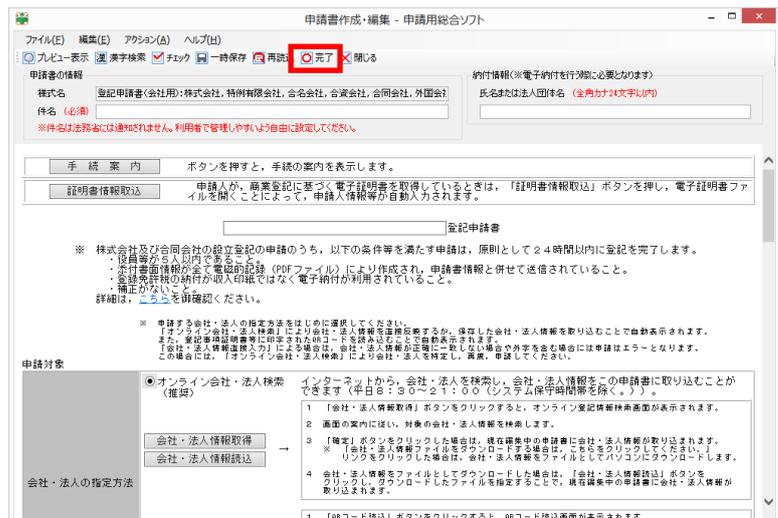
※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお, 対象となる様式は, 以下のとおりです。

[商業・法人登記手続]

- ① 登記申請書(会社用): 株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
- ② 登記申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)
- ③ 登記申請書(会社用): 株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ④ 登記申請書(会社用): 株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ⑤ 登記申請書(会社用): 合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ⑥ 登記申請書(会社用): 合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
- ⑦ 書面提出用登記申請書(会社用): 株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ⑧ 書面提出用登記申請書(会社用): 株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ⑨ 書面提出用登記申請書(会社用): 合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ⑩ 書面提出用登記申請書(会社用): 合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)

[電子公証手続]

- ① 日付情報の付与の請求
- ② 電磁的記録の認証の嘱託
- ③ 情報の同一性に関する証明の請求
- ④ 同一の情報の提供の請求
- ⑤ 執務の中止の請求
- ⑥ 電子署名付委任状